平成２２年（フ）第４１０号
相模原市緑区中野626番地３
債務者　猪平　充良
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６２７号
東京都三鷹市牟礼５丁目14番32号ヴェルドミール武蔵野401
債務者　小林　寛子
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９９７号
東京都府中市住吉町２丁目30番地南町アパート９―205
債務者　宮田　　晃
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１０１６号
東京都小平市津田町１丁目24番１―206号
債務者　木村　勝一
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９８７号
東京都町田市三輪町309番地１三輪グリーンハイツ112
債務者　根本　利幸
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４０７号
相模原市南区相模台２―３―９　エステートコーワ403、住民票上の住所相模原市南区相模台４丁目２番２号　コズエペナテス205
債務者　山口　範子
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月７日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３８３号
相模原市南区相模大野７丁目14番２―1101号
債務者　佐藤　育子
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５０５号
愛知県豊田市大林町12丁目13番地３　ＢＥＳＴ15―106号
債務者　青木　貴之
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月27日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４４６号
静岡県浜松市中区和合町1309番地の１　グランヴィ和合501号
債務者　砂本　隆次
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１１８号
沖縄県うるま市石川東山本町１丁目10番26号
債務者　石川　菊枝
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１２０号
沖縄県沖縄市胡屋６丁目７番14号　グリーンランド２Ｂ
債務者　仲田　若葉（旧姓安田）
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第８４５号
静岡市葵区音羽町24番15号
債務者　伊藤　麻代
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９５３号
静岡市清水区江尻東３丁目５番13号　間宮荘３号
債務者　佐野　公紀
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０８号
静岡県島田市宝来町８番１号　501―１
債務者　工藤　町子
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４２２号
静岡市駿河区下島558番地の１　ロイヤルマンション静岡下島102号、旧住所静岡市駿河区中島750番地の15　河口湖荘103号
債務者　亀山　　豊
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部